

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	園芸畜産課	整理番号	1-8
処分の種類	採捕制限等の指示の遵守命令			
根拠法令条例等・条項	漁業法第67条第11項			
処分の概要	長野県内水面漁場管理委員会が出した採捕制限等の指示の遵守命令			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>【参考】漁業法 (海区漁業調整委員会又は連合海区漁業調整委員会の指示) 第六十七条 海区漁業調整委員会又は連合海区漁業調整委員会は、水産動植物の繁殖保護を図り、漁業権又は入漁権の行使を適切にし、漁場の使用に関する紛争の防止又は解決を図り、その他漁業調整のために必要があると認めるときは、関係者に対し、水産動植物の採捕に関する制限又は禁止、漁業者の数に関する制限、漁場の使用に関する制限その他必要な指示をすることができる。</p> <p>8 第一項の指示を受けた者がこれに従わないときは、海区漁業調整委員会又は連合海区漁業調整委員会は、都道府県知事に対して、その者に当該指示に従うべきことを命ずべき旨を申請することができる。</p> <p>9 都道府県知事は、前項の申請を受けたときは、その申請に係る者に対して、異議があれば一定の期間内に申し出るべき旨を催告しなければならない。</p> <p>10 前項の期間は、十五日を下ることができない。</p> <p>○昭和25年12月27日付水第6732号水産庁長官「漁業調整委員会の指示について」 ○昭和25年9月14日付水第6055号水産庁長官・官改正31・11・16・31水第12193号「漁業調整委員会の指示権行使に関する件」 ○昭和37年1月30日付37-7209水産庁漁政部長「漁場計画及び漁業権行使規則等に関する問題集送付について」</p>			
基準の制定根拠	—			